



明治大学 自治労寄付講座

自治体の不安定雇用労働者・ 臨時非常勤労働者の現状と 労組の活動

～町田市立図書館の事例から～

自治労町田市図書館嘱託員労働組合
前執行委員長
浦野 千春

自己紹介

明治大学夏期講座で
司書資格を取りました！

	業務	組合
2007.11	自治労町田市図書館嘱託員労働組合 (嘱託労) 結成	
2011.4	◎町田市立図書館に採用 中央図書館管理担当 資料管理、選書などに従事	◇労働組合に加入
2013-2014		◇執行委員
2015.4	◎地域図書館新規オープン 開館準備作業に携わる	
2016-2017		◇執行委員長

みんな入って
いるから...

本日本話しすること



1.図書館と嘱託（非正規）職員の現状

2.嘱託労について

3.伝えたいこと

町田市的位置と町田市立図書館



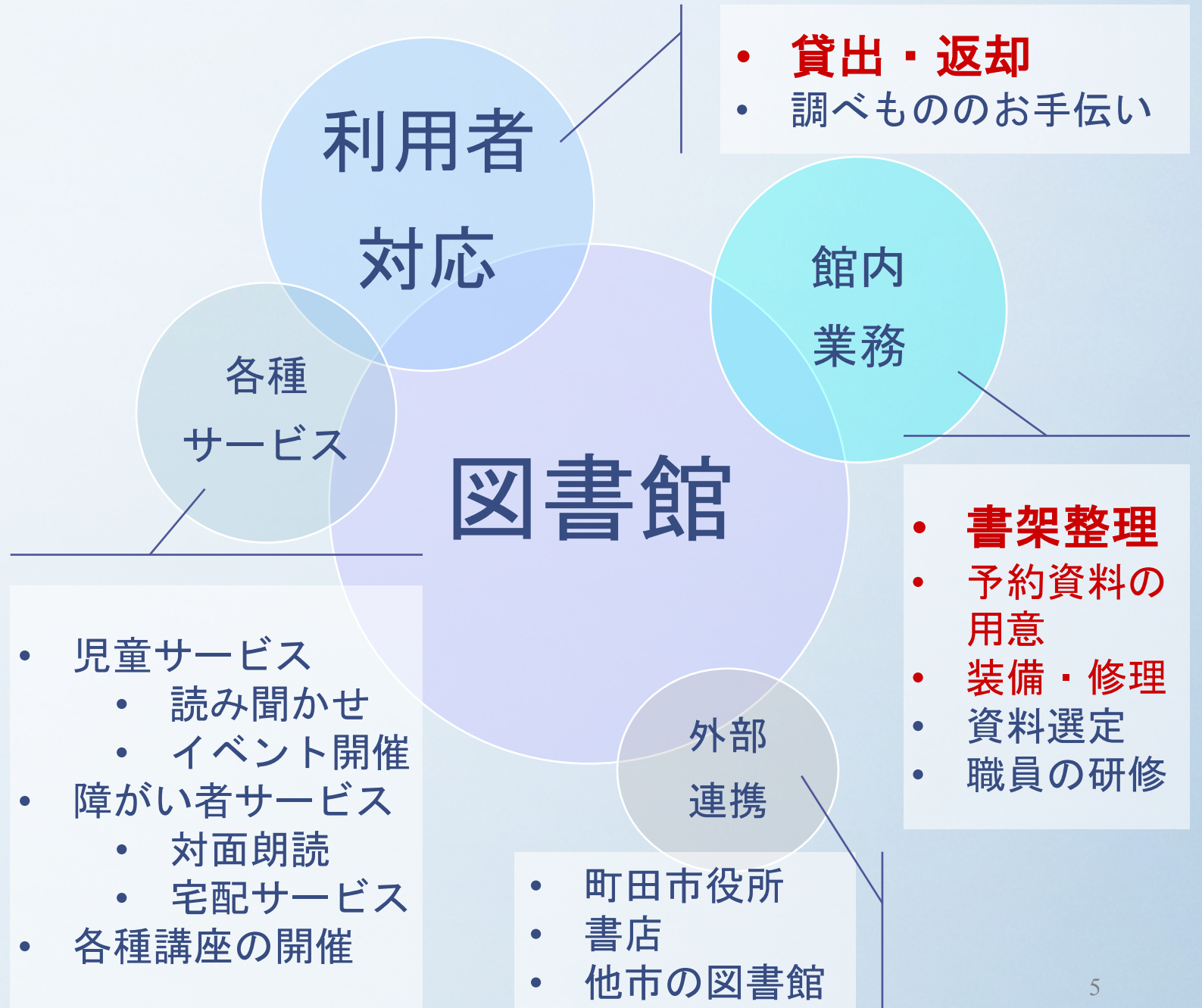
東京都の南端
面積：約72平方Km
人口：約43万人
(引用元：町田市HP)



図書館8館 + 文学館
+ 移動図書館車
蔵書数：約115万冊
(引用元：町田市立図書館HP)

図書館の業務

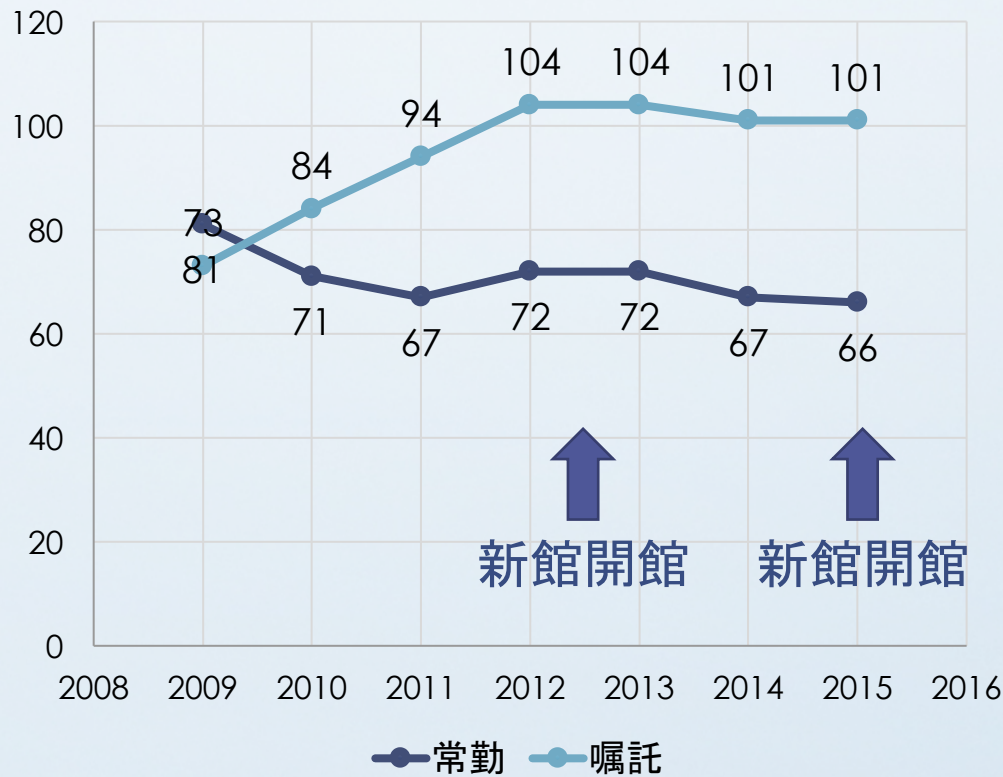
貸出・返却だけではなく、様々な業務を行っている



町田市立図書館の職員について

①人数比の変化

人数比の変化



データ出典：『町田の図書館』2007-2014年版

- 常勤職員（正規職員）・嘱託員（非正規職員）・臨時職員（アルバイト）の3種類の雇用がある
- 2009年度以降、常勤職員の数で嘱託職員を上回る
- 常勤職員の補助的業務と位置づけられていた嘱託職員の業務範囲が広がり、基幹的業務を担うように

常勤職員と嘱託職員の業務内容が、ほぼ同一になった

町田市立図書館の職員について

②嘱託職員の待遇

勝ち取った待遇（主なもの）

- 結婚休暇（有給）
- 忌引（有給）
- 時間外勤務報酬
- 産前産後の休暇（無給）
- 育児休暇（無給）
- 介護休暇（無給）
- 病気休暇（無給）

実現できていないこと

- 安定した継続雇用の確保
- ボーナスの支給
- 退職金の支給
- 無給の休暇の有給化
- 勤続年数による昇給制度
- 常勤職員の給与額との不均衡の是正

町田市立図書館の職員について

③ 嘱託職員が直面する課題



更に

処遇格差

- 常勤職員との差
- 民間労働者との差

不安定

- 短期雇用
- 図書館の運営形態
- 指定管理者制度

法制度

- 2017年 地方公務員法・地方自治法改正への対応

法の谷間

小括：図書館と嘱託（非正規）職員の現状

- 図書館には貸出・返却以外にも様々な業務がある
- 町田市の図書館の嘱託職員の業務範囲は年々拡大していて、常勤職員とほぼ変わらない仕事を担っている
- 指定管理者制度の導入により、図書館の運営形態が検討されている

嘱託職員は様々な課題を抱えている

たとえば

- ① 常勤職員との待遇格差
- ② 雇用についての不安
- ③ 嘱託員の権利を保障する法律が曖昧

などなど...



労働組合

嘱託労について

①概要

組合員数101名

年1回の団体交渉
がメインイベント

その他に、組合員の
意見集約、親睦・スキル
アップのための
活動などを行う



その他にも...

三役会
執行委員会

機関誌
すいみい発行

勉強会や
講座の開講

外部団体
との交流

情報収集
情報提供

嘱託労について

② 私たちが要求していること

2016年度要求書より（一部抜粋）

- 安定した継続雇用の確保
- 常勤職員の給与額との均衡
- 勤務年数による昇給制度の確立
- 無給である休暇を有給で確立すること
- 一時金を支給すること
- 退職金制度を確立すること

町田市教育委員会
教育長 坂本 耕一 様

自治体町田市図書館職員労働組合
執行委員長 渡野 千寿

様式書

拝啓、地方自治の発展に尽力されている貴団に敬意を表します。

さて、図書館職員制度は1998年12月より導入され、その数は2016年4月現在10名となっています。定員適正化プランにより職員員数は増え、全国から優秀な人材が採用され、専門職として本学の高い公共サービスを提供すべく日々精進いたしております。しかし、業務範囲は年々拡大していき、賃金・労働条件は常勤職員との間に大きな格差が存在しています。

今年度は人件費の削減により、業務量の削減を行うことなく職員員が確保となりました。それに伴い、私たちが職員員への業務が増大しています。

正規の職員と同等に働く職員員のために、また図書館の更なる発展のために、待遇改善について真摯な対応をお願い申し上げます。

今後とも専門職として公共サービスの高い質としての役割を果し、書庫とゆとりを持ち不安なく業務に専念できる環境を整えるため、下記のとおり要求いたします。文書により誠意あるご回答をお願い申し上げます。

要

1. 安定した継続雇用の確保すること。
2. 職員員の業務量増加の実態を踏まえ、同一または類似の職務を行う常勤職員の給与額との均衡を考慮した報酬額に改定すること。
3. 2016年度職員員自身の予算制を確保すること。
4. 今後業務量の増大が行われた際には、増減率を考慮した報酬額に改定すること。

2016年度要求書

嘱託労について

③ 嘱託労の意義

嘱託労＝使用者との交渉手段

労働組合法第7条（不当労働行為）

“使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと”の禁止

- ◆ 様々な権利・処遇を勝ち取ること
- ◆ 市が直接雇用した職員による図書館運営の維持（図書館の直営）



①「身を守る手段」としての労働組合

私たちにとって、嘱託労とは

- なくてはならないもの。
とはいえ、もちろん大変なことも...
- 組合員の意見をまとめられないこともある
- 組合活動に消極的な人もいる
- どれほど準備して団体交渉に臨んでも、全く要求を実現してもらえないことだってある

それでも！

- 最も恐ろしいのは、交渉する手段がなくなること
- 私たち嘱託員にとって、嘱託労を通じ、使用者と団体交渉していくことこそが、身を守る手段なのです

「労働組合」という手段を
覚えていてくださ
い

②最後に — 図書館の将来について —

図書館民営化の流れ

問題① 「官製ワーキングプア」

【参考】図書館法第17条

公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

問題② 文化・教育の拠点として

どんな図書館がほしいのか、
住民の意思が問われる時代

ご静聴 ありがとう ございました

